

一般財団法人栃木県民間社会福祉施設職員退職手当共済財団 個人情報保護規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人栃木県民間社会福祉施設職員退職手当共済財団（以下「共済財団」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、個人の権利利益の保護及び人格の尊重を図るとともに、事業の適正な運営に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) **個人情報** 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
- (2) **個人情報データベース等** 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む集合物、又はコンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体で処理した個人情報を一定の規則にしたがって整理又は分類し、特定の個人情報を容易に検索することができる状態においているものをいう。
- (3) **個人データ** 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (4) **保有個人データ** 共済財団が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。
- (5) **本人** 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。
- (6) **職員** 共済財団の指揮命令を受けて共済財団の業務に従事する者をいう。

(共済財団の責務)

第3条 共済財団は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施する退職手当共済事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

第2章 個人情報の利用及び取得

(利用目的の特定)

第4条 共済財団は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）を退職手当共済事業に特定するものとする。

2 共済財団は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。

- 3 共済財団は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

(利用目的外の利用の制限)

第5条 共済財団は、あらかじめ本人の同意を得ることなく前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。

- 2 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 新聞、テレビの報道等により公にされているとき。
 - (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令等の定める事務を遂行することに対して協力する場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(取得の制限)

第6条 共済財団は、個人情報を取得するときは、利用目的を明示するとともに、適法かつ適正な方法で行うものとする。

- 2 共済財団は、退職手当共済事業を実施する上で必要と認められる範囲を超えて個人情報を取得しないものとする。
- 3 共済財団は、原則として本人から個人情報を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等の規定に基づくとき。
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 所在不明、判断能力が不十分等の事由により、本人から取得できないとき。

第3章 個人データの適正管理

(個人データの適正管理)

第7条 共済財団は、利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人データを正確かつ最新の状態に保つものとする。

- 2 共済財団は、個人データの漏えい、滅失、き損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
- 3 共済財団は、個人データ管理のために、個人データを取り扱う職員に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 4 共済財団は、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを、確実、かつ速やかに破棄又は削除するものとする。
- 5 共済財団は、個人情報の取扱いの全部又は一部を共済財団以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずるべき措置を明らかに

し、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

第4章 個人データの第三者提供

(個人データの第三者提供)

第8条 共済財団は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

- (1) 法令等に基づく場合
- (2) 出版、報道等により公にされているとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令等の定める事務を遂行することに対して協力する場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 共済財団が、利用目的の達成に必要な範囲内において個人データ取扱いの全部又は一部を委託する場合にあつて、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定適用の第三者に該当しないものとする。

第5章 保有個人データの開示、訂正・追加・削除・利用停止

(保有個人データの開示等)

第9条 共済財団は、本人から、当該本人に係る保有個人データについて、書面又は口頭により、その開示（当該本人が識別される個人情報保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の申出があつたときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 共済財団の退職手当共済事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

2 開示は、原則として書面で行うものとする。

3 個人保有データの開示又は不開示の決定の通知は、本人に対し書面により遅滞なく行うものとする。

(保有個人データの訂正、追加、削除、利用停止等)

第10条 共済財団は、保有個人データの開示を受けた者から、書面又は口頭により、開示に係る個人データの訂正、追加、削除、又は利用停止の申出があつたときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申出をした者に対し、書面により通知するものとする。

2 共済財団は、前項の通知を受けた者から、再度申出があつたときは、前項と同様の処理を行うものとする。

第6章 組織及び体制

(個人情報保護管理者)

第11条 共済財団は、個人情報の適正管理のため、個人情報保護管理者を定め、共済財団における個人情報の適正管理に必要な措置を行わせるものとする。

- 2 個人情報保護管理者は、共済財団の事務局長とする。
- 3 事務局長は、共済財団理事長の指示及び本規程の定めに基づき、適正管理対策の実施、職員に対する教育・訓練等を行う責任を負うものとする。
- 4 事務局長は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直し又は改善を行うものとする。
- 5 事務局長は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を業務分掌する職員に委任することができる。

(苦情対応)

第12条 共済財団は、個人情報の取扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）について必要な体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

- 2 苦情対応の責任者は、事務局長とする。
- 3 事務局長は、苦情対応の業務を職員に委任することができる。その場合は、あらかじめ職員を指定し、その業務の内容を明確にしておくものとする。

(職員の義務)

第13条 共済財団の職員又は職員であった者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第7章 雑 則

(その他)

第14条 この規程の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。